

令和7年12月15日

◎武石委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎武石委員長 本日からのは委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてあります日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、17日水曜日の委員会で協議していただきたいと思ひます。

お諮りいたします。日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎武石委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従ひ、議案及び報告事項を一括議題とし、各部局の説明を受けることにいたします。

なお、補正予算のうち、人件費の説明は部局長の総括説明とし、各課長の説明は省略したいと思ひますので御了承願ひます。

《労働委員会事務局》

◎武石委員長 最初に、労働委員会事務局について行ひます。

それでは議案について、事務局長の説明を求めます。

◎山本労働委員会事務局長 12月補正予算について御説明いたします。資料3ページの右側の説明欄を御覧ください。人件費関係の補正となっており、補正の主な理由は、今議会上程している職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案にかかる給料月額、期末手当及び勤勉手当の改定と、人員の増と職員の新陳代謝によるものです。あわせて、会計年度任用職員の改定分についても、労働委員会事務局運営費に同様に計上しているところですので。説明は以上です。

◎武石委員長 質疑を行ひます。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、労働委員会事務局を終わります。

《商工労働部》

◎武石委員長 次に、商工労働部について行ひます。

議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は課長に対する質疑と併せて行ひたいと思ひますので、御了承願ひます。

◎岡田商工労働部長 2ページの一般会計補正予算をお願いいたします。補正額計6,213万

7,000円の増額補正ですが、これは本庁6課とそれらの出先職員等の人件費補正です。人件費補正の主な理由は、今年的人事院勧告に基づき、今議会に職員の給料月額及び期末手当などの改定額を計上したほか、人員の増減、職員の新陳代謝などによるものです。

3ページをお願いします。補正予算の追加分として3,519万1,000円の増額補正を計上しています。これは今回の国の交付金を活用した、特別高圧電力を利用する事業者に対する給付金です。詳細は後ほど商工政策課長より御説明します。

4ページをお願いします。先月の11月18日に高知県中小企業・小規模企業振興審議会を開催し、中小企業・小規模企業版県政世論調査の結果報告や、主な業種の令和8年度の取組の強化の方向性（案）について御審議いただきました。

その他報告事項では、今年7月から9月に実施した中小企業・小規模企業版県政世論調査の概要について、後ほど商工政策課長から説明します。総括説明は以上です。

◎武石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎武石委員長 商工政策課の説明を求めます。

◎西山商工政策課長 当課の補正予算について御説明させていただきます。資料1ページ目の歳出です。資料の右端の説明欄にあります特別高圧電気料金高騰緊急支援給付金については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、特別高圧電力を使用している県内の製造業等の事業者を支援するため、3,519万1,000円を追加提案させていただいております。

国においては、総合経済対策の一環として、来年1月から3月にかけて低圧、高圧電力を対象に、電気料金の値引きを実施いたしますが、大量の電気が必要となる工場などが利用する特別高圧電力は対象外となっております。

本県では、これまでも国の電気料金負担軽減措置に連動した特別高圧電力への支援を国の交付金を活用して支援しており、今回も国に併せて支援を行いたいと考えております。

制度内容は前回までと同様、国の高圧電力の値引き単価を上限として、特別高圧電力を利用する鉱工業者、商業施設の運営事業者及びそのテナントを支援いたします。

2ページをお願いします。来年1月から3月の使用実績を基に給付を行うため、予算を全額繰り越した上で、順次給付してまいります。以上で、商工政策課の説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 全額繰り越して給付する事務の流れとして、申請があり4月で全部支払い完了となるのか。1月分から3月分までは、それぞれ事業者が1回負担しなければならないのか、その流れだけ。

◎西山商工政策課長 今回は3か月という期間なので、事業者からは、1月分から3月分の使用実績といった支出の領収といったものをストックしていただいて、4月以降、申請

いただくこととなります。

◎**上治委員** 4月以降に申請が来れば、直ちに事業者にお金を支払うという考え方でいいですか。

◎**西山商工政策課長** そのとおりです。

◎**西森（美）委員** 同じ事業が今年6月補正で上げられて、7月、8月、9月とあったと思います。そのときにこの委員会でも、大型商業施設のテナントとか周知方法に関して、質疑があったと思います。それを踏まえて対応して下さったと思うんですけども、どんな課題が整理されたのでしょうか。

◎**西山商工政策課長** 大型商業施設はテナントが数多くあります。大型商業施設にも、入居している各店舗に対する周知の再度のお願い、それから申請期間を10月から11月としていたので、11月下旬にも後押しをさせていただいております。そうした中で、各テナントになりますが大規模な事業者には情報がしっかりと行き届いているかといった課題はあろうかと考えております。

◎**西森（美）委員** 同じような電気代とかの高騰対策をする場合に、仲介して下さるところに事務費とか委託料を支払って、事務をやってもらう手法がよく用いられると思うんですけども、この場合は直接事業者にとということで、電力会社とかが仲介に入ってくさったら対象者も明確になるし、そういう手法は今後用いないのか教えてください。

◎**西山商工政策課長** 電力会社になると、どこまで協力を得られるかということもあります。製造業などの鉦工業者については一定把握はできていると考えておりますので、課題としては小規模なテナントに対する部分ではないかと考えております。

◎**西森（美）委員** 電力会社が請求する側と給付する側で、煩雑になる場合もあるので、当てはまらないというお考えなのかなと思いました。先ほど言われた、大規模商業施設の中に関しては、ある程度大型商業施設の方に御協力いただいて、新しく店舗に入られた方が知らなかったということがありましたので、店舗への周知がしっかりできるように、先ほど課長がおっしゃった対応をしっかりとっていただきたいと思います。

◎**西山商工政策課長** 大型商業施設は他県にもありますので、他県の運用の仕方とか支給の仕方も少し研究して、工夫していきたいと考えております。

◎**武石委員長** 質疑を終わります。

以上で、商工政策課を終わります。

これで、商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎**武石委員長** 続いて、商工労働部から1件の報告を行いたい旨の申出があっておりますので、これを受けることにいたします。

〈商工政策課〉

◎武石委員長 高知県中小企業・小規模企業振興審議会について、商工政策課の説明を求めます。

◎西山商工政策課長 11月18日に開催した第1回中小企業・小規模企業振興審議会で御審議いただいた内容について、概要を報告させていただきます。初めに、資料2ページ目の中小企業・小規模企業版県政世論調査の結果についてです。

高知県中小企業・小規模企業振興指針の推進に当たり、経営動向の把握や、指針で掲げる16の施策の基本的方向のうち強化すべき方向性などを把握することを目的に、令和5年度に続き2回目のアンケートを実施いたしました。主な項目について御説明させていただきます。

まず、1調査概要です。調査は2種類あり、(1)事業者調査については、民間の調査会社に委託して実施しており、⑤、⑥ですが、3,000事業者に送付して935事業者から回答をいただいております。(2)農林漁業者調査については、③にあるように個人の農林漁業者を対象とし、調査方法は郵送調査と県職員による対面調査を併用して、回答数は496者となっております。

次に、4ページです。右側の4価格転嫁を御覧ください。(1)では、エネルギーや原材料等の高騰により増加しているコストについて、何割程度価格転嫁できているかお聞きしております。最も多いのが「全く転嫁できていない」となっておりますが、前回の令和5年度に比べると11.4ポイント減少し、価格転嫁率は約25%で、前回の20%を少し上回り、緩やかに転嫁されてきている状況です。

その下の(2)に丸新というマークをつけておりますが、このマークがある項目は今回新たに追加した質問です。(2)では、人件費の上昇に対する価格転嫁の状況をお聞きしております。「全く転嫁できていない」が最も多く、下の二重線の枠に記載しておりますが、価格転嫁率は約20%と、先ほどの(1)に比べると低くなっております。

その下の(3)では、価格転嫁できていない理由をお聞きしております。1番回答が多かったのが、「価格転嫁は一定できているが、コストや人件費の上昇スピードに追いつかない」が約46%と半数近くとなっております。次に、「受注・販売の減少などを懸念して、十分に交渉できない、または申し出ていない」が23.3%です。

次に、5ページの右側の5賃金を御覧いただきたいと思えます。(1)では、過去1年間に行った賃金の引上げについてお聞きしており、その下の(2)では、どの程度賃金を引上げているかお聞きしております。1番多いのは「2～3%未満」で約20%、次に、「4～5%未満」で約16%となっております。

その下の(3)では、今後1年間の賃金引上げの見込みをお聞きしておりますが、「未定」が最も多く、次に「賃金引上げの予定はない」が多くなっている状況です。

次に、6ページと7ページが、審議会で掲げております目標に関する設問です。まず左

側の条例の認知度については、「知らない」との回答が多い結果となっておりますが、前回に比べ、「知っている」が若干高くなっています。

右側の県の取組に対する評価では、両方の調査結果ともに、「かなり満足」、「少し満足」の割合が前回に比べ下がっています。それぞれ二重線の枠の中の二つ目に満足の理由を、三つ目に不満の理由を載せています。満足点は、補助金や経営分析などの支援を満足とする一方で、不満点は、補助額が下がった、活用のハードルが高いなどです。ただ、両調査ともに、支援策が分かりにくいという御意見がありました。

次に、7ページの左側の上段、(2)で支援策の活用の有無をお聞きしております。活用したことがある方は(3)で満足度を回答いただき、活用したことがない方は(4)で理由をお聞きしております。(3)の活用した方の満足度は、両調査ともに前回は上回る結果となっております。(4)の活用したことがない理由として、両調査とも、先ほど御説明しましたように、どのような支援策があるか分からないとの回答が多くなっています。

次に、8ページです。県に求める施策の方向性についてお聞きしております。両調査ともに、「担い手の育成・確保」が前回と同じく1番多くなっているところです。

続きまして、少しページが飛びまして15ページです。令和8年度の取組の強化の方向性について、業種ごとにまとめております。世論調査の結果も踏まえながら、来年度予算に向けて検討を進めているところで、本資料により、審議会で御説明し、了承をいただいております。内容の説明は割愛させていただきますが、世論調査で県に求める施策の方向性として回答割合の大きい、担い手の育成・確保や生産性向上などについて意識して施策を強化していきたいと考えておりますので、お時間があるときに御覧いただければと考えております。

引き続き全庁挙げて、中小企業・小規模企業の振興にしっかりと取り組んでまいります。以上で説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 調査方法について、農林漁業は面談も含めた調査方法になっていて、生の声を聞き取ることに留意されたんだと思うんですけど、商工業はそういう聞き取りを実態としてはやられているのか、今回調査方法が違ったのはどうしてか。

◎西山商工政策課長 調査方法については、令和5年度と同様の手法を用いております。商工業については、各種団体との意見交換といった手法を用いております。農林漁業者調査については、各出先機関の協力を得ながら調査を行っております。

◎塚地委員 事業者調査の回答率を見ても3割ちょっとで、大変な事業者ほど忙しくて回答に行き着いていないのではないかと心配を感じるんです。調査をしてみてそういう感覚とか感想、これからの工夫とかは考えられていないのか。

◎西山商工政策課長 お話にございましたように、今回の世論調査ではいろんな御意見を

自由に書いていただいているところですが、補助金とかになると煩雑であるとか、なかなか手が回らないといった御意見もあります。そういう面で、小規模の事業者が回答まで行き着いていない可能性はあろうかと思えます。

もう一つには、県などのほかの調査とのタイミングもあろうかと思えます。類似の調査が重なるとどうしても手が回らないこともあろうかと思えますので、そうしたところをフォローするため、各種経済団体などの御意見などもお聞きしていければと考えております。

◎塚地委員 限られた回答数でも、課題として挙げられたことは結構具体的で、手続が煩雑とか情報が伝わりきっていないとか。これらに対して、来年度予算で改善施策をお出しになっている状況だと思うんですけども、やっぱり伴走支援を相当丁寧にしないと、せっかくの補助事業が行き届かない。この間、委員会で皆さんと山下工業を見させていただいたときにもそういう御意見があった。県の行政として人的に対応を厚くすることは難しく、結局商工会議所とか受け手の対応を厚くしていくことになっていくと思うんです。そういうところに手が届く体制に向けて、どういうふうに来年度予算を検討中でしょうか。

◎西山商工政策課長 体制面については所管課が別途ありますので、話はしていけたらと思います。情報が分かりにくいといった御意見もあると思いますので、例えば予算編成後、次年度に事業者が使える施策を、商工会、商工会議所なりにできるだけ分かりやすく提供していく工夫は行っていきたいと考えております。

◎塚地委員 そこから先といいますか、商工会、商工会議所も経営指導員を増やしてこられていますが、なかなか追いついていないのが現場の実感かと思うので、工夫が必要かなと思っております。どうやって情報を行き届かせるか、リアルに伴走するのはすごい時間と人手がかかるので、どんな形で具体化していくのか。今回これも見させていただいて大きい課題だなと思いましたので、ぜひ検討を強めていただけたらと要望しておきます。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、商工政策課を終わります。

これで、商工労働部を終わります。

《農業振興部》

◎武石委員長 次に、農業振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎松村農業振興部長 農業振興部の提出議案について総括説明させていただきます。当部に関わる議案は、令和7年度の一般会計補正予算及び特別会計補正予算に関する議案です。

2ページをお願いします。令和7年度12月補正予算総括表、一般会計をお示ししております。今回の補正については、通常の補正と国の経済対策に対応した追加補正の二つに分かれたものとなっております。2ページの12月補正予算総括表は、国の経済対策への対応

分は含まれておらず、通常の補正分のみを記載しており、総額で9,428万9,000円の増額補正をお願いするものです。全ての課において補正予算を計上しております。補正予算の内容としては、各課の人件費を補正するものです。人件費補正の主な理由としては、人事委員会勧告を踏まえ、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員改定分についても同様に計上しております。

3 ページをお願いします。令和7年度12月補正、農業改良資金助成事業特別会計補正予算総括表をお示ししております。総額で29万1,000円の増額補正をお願いするものです。こちらも人件費の補正となっております。人件費以外の補正としては、債務負担行為で農業担い手支援課、繰越明許費について、環境農業推進課、畜産振興課、農業基盤課で該当があります。詳細はこの後担当課長より御説明いたします。

4 ページをお願いします。次に、国の経済対策への対応に伴う追加補正について御説明いたします。まず、環境農業推進課では、燃油等の価格高騰に対する施設園芸農家への支援、畜産振興課では、配合飼料価格の高止まりに対する畜産農家への支援として、それぞれ増額補正をお願いするものです。また、農業基盤課では、農地の集積を推進するための圃場整備事業や、農業用ため池の耐震対策等を実施するための増額補正をお願いするものです。これらにより、国の経済対策に対応した追加補正予算として、総額16億3,362万8,000円の増額をお願いするものです。以上が補正予算議案の概要です。

5 ページをお願いします。各種審議会の審議経過等についてです。高知県農林業基本対策審議会及び高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会の実績と今後の開催予定等について記載しております。高知県産業振興計画フォローアップ委員会農業部会については、今年度第1回目の部会を10月21日に開催し、産業振興計画の農業分野の本年度の進捗状況と今後の取組の強化の方向性等についての報告を行い、御審議いただきました。

最後に、報告事項について御説明いたします。報告事項は1件で、高知競馬の利益配分金についてです。詳細については、後ほど担当課長から説明いたします。以上で私からの説明を終わります。

◎武石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈農業担い手支援課〉

◎武石委員長 初めに、農業担い手支援課の説明を求めます。

◎田村農業担い手支援課長 それでは、当課の令和7年度一般会計補正予算、債務負担行為について御説明させていただきます。

1 ページ目の表の左から二つ目の事項欄を御覧ください。債務負担行為は、ほ場管理業務等委託料、就農研修指導業務等委託料の2件で、県立農業大学校及び県立農業担い手育

成センターにおいて平成20年度からアウトソーシングを行っている業務を、引き続き外部委託しようとするものです。

2 ページ目を御覧ください。詳細は補足説明資料を使って説明させていただきます。まず、1 農業大学校教育推進事業費のほ場管理業務等委託料は、いの町にある県立農業大学校の学生寮の舎監業務及び圃場管理業務を外部委託しようとするものです。具体的には、学生寮での生活指導をはじめ、圃場での病虫害防除のほか、施肥管理、収穫出荷業務などです。近年は人件費が増加していることから、債務負担行為の限度額として3年間で9,020万4,000円を計上しております。

次に、2 農業担い手育成センター研修推進事業費の就農研修指導業務等委託料は、四万十町にある県立農業担い手育成センターの研修・実証圃等栽培管理業務や研修指導業務などを外部委託しようとするものです。具体的には、研修及び実習ハウスの準備から定植、病虫害防除、収穫、出荷作業、圃場の除草などの管理業務のほか、研修生への農業機械の操作指導、研修生の募集や宿泊用の寮の管理などです。債務負担行為の限度額として3年間で1億269万9,000円を計上しております。

いずれも、令和8年4月からの円滑な契約業務の実施に向けて、3 今後のスケジュールのとおり、本年度中にプロポーザル方式による審査を行い、委託先を決定し、業務の実施方法等の打合せができるよう、債務負担行為をお願いするものです。説明は以上です。

◎武石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、農業担い手支援課を終わります。

〈環境農業推進課〉

◎武石委員長 次に、環境農業推進課の説明を求めます。

◎千光士環境農業推進課長 令和7年度12月補正予算案について御説明させていただきます。1 ページをお願いします。歳出です。4目環境農業推進費の説明欄にある1 持続的農業推進事業費、その下の施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料については、燃油等の価格高騰により生産コストが上昇し、経営が厳しくなっております施設園芸農家に対する支援策として、国の重点支援交付金を活用して2億7,650万3,000円の補正予算をお願いするものです。詳細については、次のページで説明させていただきます。

2 ページをお願いします。まず、右上グラフを御覧ください。施設園芸農家の多くの方が加温用の燃料として使用しているA重油価格の推移です。令和2年に1リットル当たり76円前後だった価格が令和3年以降高騰して、令和7年は120円を超えた価格で高止まりが続いているところです。本県の施設園芸品目の多くは、作物に適した温度を確保するため加温栽培をしております。施設園芸の生産コストに占める燃料コストの割合は高く、ま

た農産物は価格転嫁が難しいことから、燃油価格の高騰は施設園芸農家の経営に直結して非常に厳しい経営状況が続いております。そこで施設園芸農家の経営安定に向け、加温用燃料の経費に対して支援を行うものです。具体的には、下段中央部、燃油、LPガスについては、国が実施しております施設園芸セーフティーネット構築事業を活用して、価格上昇分の2分の1を国が、それに加え4分の1を県が支援するものです。

次に、木質バイオマス燃料についてです。木質バイオマス燃料についても、燃油同様に価格高騰が続いております。しかし、木質バイオマス燃料はセーフティーネットの対象外であり、国の支援を受けることができないことから、県独自に価格上昇分の2分の1を支援するものです。

3ページをお願いします。繰越明許費です。先ほど説明いたしました、4目環境農業推進費の1持続的農業推進事業費、施設園芸燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料について、令和8年度に繰越しをお願いするものです。環境農業推進課の説明は以上となります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 前回に続いての事業だと思うんですけど、事業実施主体の要件の中に、5%削減を目指した取組を実施した者とあります。前回実施して、さらに5%上乘せをする必要があるものなのか。前回も5%、また今回もってというのは厳しいのではないかと思ったんですけど、どうなんでしょうか。

◎千光士環境農業推進課長 この5%については、国のセーフティーネット事業自体が3年間を一つのサイクルとしてやっております。国は3年間で15%削減しようという目標を立てて実施している背景がありますので、今回県が支援するところでも、年間で言えば5%は確実に減らす必要があるだろうと、県の要件としては5%を確実に減らしてくださいとやっているところです。

◎塚地委員 そのことをもって難しいという事業者はどんな感じでしょうか。

◎千光士環境農業推進課長 気候にもよって、寒いときはどうしても使用量が多くなる場所もあります。県は、5%をやるためにチェックシートをやってくださいとしております。チェックシートは、例えばボイラーの清掃を確実にしてください、ハウスの気密性を高めてくださいと、実際農家の経営につながる場所もありますので、まず当たり前のところはしっかりやった上で、あとは気候の状況によっては使う量が多くなる場所もありますけれども、とにかく削減に向けて取り組んでいこうと進めているところです。

◎塚地委員 できるだけ広く使っていただけるということを指導して、活用するように御努力いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、環境農業推進課を終わります。

〈畜産振興課〉

◎武石委員長 次に、畜産振興課の説明を求めます。

◎谷本畜産振興課長 当該の補正予算案について御説明します。歳入の説明は省略させていただき歳出を御説明します。1 畜産振興費の説明欄を御覧ください。1 畜産生産基盤強化事業費の下、畜産経営体質強化緊急支援事業委託料です。配合飼料価格は依然として高止まりしており、セーフティーネットである配合飼料価格安定制度が発動していないため、畜産経営に深刻な影響を与えているところです。今後もこの状況が続くことが予想されることから緊急的な経営支援をお願いするものです。それではポンチ絵を使って詳細を説明させていただきます。

次のページに移りまして、左の現状課題の欄を御覧ください。1の①配合飼料価格については、原料となるトウモロコシなどの生産状況や為替変動の影響を受けて本年度も依然高止まりしており、今後も大幅な値下がりは見込まれない状況です。また、セーフティーネットである②配合飼料価格安定制度、以下制度と略しますけれども、短期間で急激に起こる価格変動の影響を緩和することを目的とした制度です。このため、配合飼料価格の高止まりが長期間続く場合には、制度の発動は見込めません。国ではこうした状況を踏まえ、配合飼料価格の高止まり対策として令和5年度に制度が発動する特例を設けました。しかし、図1に示すとおり、赤い棒グラフで示している制度や県の支援を除いた生産者負担額は、制度が発動しなかった令和6年度に最も高くなり、令和7年度も高い水準で横ばいしております。

県では、物価高騰などの外的要因に対応し安定した畜産経営を確保するため、これまで飼料コストの削減や生産性向上に向けた取組を進めてまいりましたが、令和7年度の生産者負担額は、国の制度が最後に発動された令和5年度と比べると、飼料コスト削減等の目標である5%を超えて増加しております。そのため、図の中の青い囲みに示すとおり、この増加分に対して、今回地方交付金を活用した支援を実施することといたしました。

右の対策欄を御覧ください。中ほどの事業内容や支援金単価については、図2に示すとおり、令和5年度と比較した生産者実質負担額の増加分の半額に相当する金額、1トン当たり最大2,950円を上限としております。対象者については、制度に加入し、図3に示す畜産の構造転換対策メニューを選択して、その改善に取り組む畜産農家としており、令和8年1月から3月までの支援を行います。委託先についても、これまでの県の支援と同様に、制度の実施主体を委託先としております。

次のページに移りまして、繰越明許費です。御説明した畜産経営体質強化緊急支援事業委託料の繰越しです。本事業による支援額の確定は、支援期間中の購入実績が判明した後、すなわち令和8年度5月となるため全額を繰越しするものです。なお金額欄に記載されている6,548万6,000円と繰越予定額との差額3,298万4,000円は、今年度の6月補正で御承認いただき、7月から9月までに実施した同じ畜産経営体質強化緊急支援事業委託料です。

次のページに移りまして、同じく繰越明許費です。2 畜産業試験研究費の畜産試験場管理運営費は、防疫対策強化のため、職員の専用靴への履き替え施設や、家畜の死体保管施設を整備するための工事費に係る費用です。今年度に行った設計業務の中で、施設内の消毒など国の飼養衛生管理基準を満足する仕様の検討に時間を要したため、工事費を全額繰越しするものです。当課からの説明は以上です。

◎武石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、畜産振興課を終わります。

〈農業基盤課〉

◎武石委員長 次に、農業基盤課の説明を求めます。

◎大和農業基盤課長 当課の補正予算について御説明いたします。1 ページを御覧ください。まず、令和7年度当初予算について、国からの割当て内示の減に伴い補正する事業は、3 目県営土地改良事業費の説明欄1 かんがい排水事業費と、2 ページに移りまして、4 目団体営土地改良事業費の説明欄1 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費になります。

次に、国の経済対策に伴い増額補正する事業について御説明いたします。1 ページをお願いします。3 目の2 経営体育成基盤整備事業費は、農業の生産性向上や担い手への農地集積を図るため、圃場整備を推進するものです。3 県営農業水路等長寿命化事業費は、県が整備してきた排水ポンプ場など基幹的農業水利施設の長寿命化対策を行うものです。

2 ページを御覧ください。4 目の2 団体営農業水路等長寿命化事業費は、先ほど説明した3 県営農業水路等長寿命化事業費の団体営版です。3 団体営農村地域防災減災事業費は、農業水利施設への転落による被害防止のため、安全施設の整備を行うものです。4 団体営農村整備事業費は、農道の長寿命化を図るため、保全対策工事を行うものです。

5 目耕地防災事業費の説明欄1 地すべり防止事業費は、地すべり指定地域において地すべり対策を行うものです。2 県営ため池等整備事業費は、農業用ため池の耐震補強対策などを行うものです。

次に、繰越明許費について御説明いたします。4 ページを御覧ください。3 目県営土地改良事業費の経営体育成基盤整備事業費は、計画調整に日時を要し、工事完成が翌年度になることが見込まれるため、新たに繰越しの議決をお願いするものです。

5 ページを御覧ください。これらは、国の補正に対応した予算について、翌年度への繰越しをお願いするものです。以上で、農業基盤課の説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今回の補正で繰り越すのは分かるんですが、計画調整とかでほとんど繰り越

さなければいけないのは、何か理由があるのか。用地交渉がいかんとかではないと思うんですが、特に心配するのはため池関係です。今、東北から北海道でも地震が起こっている状況で、南海トラフではないですけども対応策をどんどん進める中で、やらないといけない予算を組みながら、ため池の整備が全額繰越し予定となると、どうしてかなど。

◎**大和農業基盤課長** ため池については全額補正で、補正をいただくということは早期着手が必要になりますので、年度内に作業を進めて早期発注につなげていきたいと考えています。

◎**上治委員** 来たものの中で順番があると思うので、これだけ事業費がきたら事務方も大変だと思うけど、緊急度に合わせてぜひお願いしたいと思います。

◎**西森（美）委員** 今回、基盤整備で国から農業基盤課にたくさんの補正予算が配当されていると思うんです。それとともに、1ページ目のかんがい排水事業費が2億6,000万円弱、2ページ目の地域農業水利施設ストックマネジメントの事業費が大幅に減額になっているのはどういう経緯なのか。国の内示の関係ではないかと思うんですけども、御説明いただけますか。

◎**大和農業基盤課長** この減額は、当初予算について国からの割当てが要求どおりいただけなかったことで減額になっています。

◎**西森（美）委員** 例えばかんがい排水事業費でしたら、水利施設の機能がどうなのか調査して、計画にのっとって進めてこられていると思うんです。国の内示の関係ではないかと思うんですけども、減額になった場合にどんな影響が出るのでしょうか。

◎**大和農業基盤課長** かんがい排水事業費については、本年度5地区で実施しており、整備を進めています。影響としては、排水機場で当初電気設備とゲート設備の両方をやろうとしていたところ、予算が少なくて電気設備のみしかできなかった。事業計画から減額内示があった分については、どうしても工事ができないという影響が出ています。

◎**西森（美）委員** 5地区とはどこのエリアになるんですか。

◎**大和農業基盤課長** 5地区のうち3地区が高知市の排水機場で、一つが須崎市の排水機場、もう一つが田野安田、パイプラインの修繕をこれからしていくんですけども、事業計画を策定しています。この計画については100%で計画をつくるようにはします。

◎**西森（美）委員** 一方では大幅に減額になっていますが、12月議会に新しく補正で与えられた国の予算もありますので、充当できるものがあれば、検討する余地があるのではないかと思うんです。その辺りはどんなに考えられているのか教えてもらえますか。

◎**大和農業基盤課長** 委員がおっしゃられるように、国も農業構造転換集中対策で補正を組んで、今回も補正が来ています。1ページで3県営農業水路等長寿命化事業費がありますが、これは経済対策に伴う補正で、かんがい排水事業費の事業に載せ替えられる分を載せ替えていきたいと考えています。

◎西森（美）委員 須崎、高知市、安田と、市町村もやるべしで進んでいっしょと思うので、恐らく市町村とは協議をしてくださったのではないかと推察するんですけども、できるものはしっかり転嫁していただいて、この事業が円滑に進むように御尽力いただきたいと思います。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、農業基盤課を終わります。

これで、農業振興部の議案を終わります。

《報告事項》

◎武石委員長 続いて、農業振興部から1件の報告を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

〈農業政策課〉

◎武石委員長 高知競馬の利益配分金について、農業政策課の説明を求めます。

◎川谷農業政策課長 高知競馬の利益配分金について、12月2日に開催された高知県競馬組合議会定例会において、現行の配分率や算定方法を改定する新たな協定書の締結議案が議決されましたので、その内容について報告させていただきます。説明の前に、高知競馬の運営状況について説明させていただきます。

2ページをお願いします。高知競馬の売上げは平成20年度に38億円まで落ち込みましたが、それ以降は、翌年7月によさこいナイターを開始したことや、インターネット発売の進展などに支えられ、年々売上げを伸ばしております。令和6年度の売上げは999億円と過去最高を記録したところですが、本年度もその勢いは継続し、年度当初から大変好調に推移しております。

利益配分金の状況としては、令和3年度に県、高知市、組合の3者で締結した協定に基づき、毎年前年度の売得金の1.5%に相当する額を配分してまいりました。協定締結から5年目を迎え、この間、売上げは好調に推移し、南海トラフ地震などに備えた危機管理基金も本年度に目標金額に達する見通しであることなどから、3者で協議を重ね、このたび現行の利益配分金の額及び交付方法を改定する新たな協定書を締結することとしました。

2ページにお戻りください。改定の内容です。下の表の右側を御覧ください。配分金の額は、①の基本分と②の加算分の合計により算定します。①の基本分は、売得金額の0.5%から1.5%により計算し、現行の水準と同規模を確保するものです。②の加算分は、決算において歳入から競馬事業の運営に必要な額や基金積立金を差し引いてもなお余剰金がある場合、売得金額の1%を上限として加算するものです。これにより、安定的な競馬運営に必要な経費を確保した上で、最大で売得金額の2.5%を県市へ配分することが可能となります。

こうした配分率等の見直しと併せて、人件費や物価上昇に伴う管理経費等の固定経費が

増大していることを踏まえて、配分金の交付基準額を現行の300億円以上から800億円以上に引き上げるとともに、各区分の基準額も変更しております。この配分方法の算定年度は、令和7年度から令和9年度まで、交付年度としては令和8年度から令和10年度までの3年間となります。以上で、農業政策課の報告を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 競馬組合の議会等で利益配分を決めていくんですけど、組合としては1,000億円という状況がずっといける感じなのか、思いはどうなんですか。

◎合田理事（競馬担当） ここ四、五年で急激に伸びて1,000億円になっています。御質問のお答えでいいますと、私自身はまだどんどん伸びていくかどうかというところはあまり楽観視しておりません。ただ、1,000億円が一つの高知競馬の売上げラインかと判断していますので、これをしっかり確保していくことを念頭に置いているところです。

◎上治委員 もう一つ、1,000億円はすごいお金ですけど、県内の購入者がどのくらいか、あるいは県外で購入者がどれくらい分かるものですか。

◎合田理事（競馬担当） 正確には押さえ切れないですけども、インターネットの売上げが97%、他場の競馬場で売ってもらっているのが約2%、残り1%が高知競馬場で売っているの、県内で買ってきていることは大変ありがたいですけども、全体の額の中でいうと、割合はかなり少ないと捉えております。

◎西森（美）委員 今配分金は県が11億円、市が4億円だったと記憶しています。売上げが好調で、この試算でしたら、今後どうなっていくのか、明確に数値で教えていただいているんですか。

◎合田理事（競馬担当） 仮に2.5%マックスを配分させていただくとすれば、県には約18億円、市には6億5,000万円余りの配分になるかと思えます。

◎西森（美）委員 今まで委員会でも議会でも議論されてきたと思うんですけど、配当金の使い方については競馬法の中で、畜産業の振興から子育て支援からで、高知県の場合は一般財源で色をつけずにやっていたらと思います。今後11億円から18億円に7億円ぐらい増額になった場合、全庁横断的に協議しなくてはいけないと思うんですけど、検討する体制とかスケジュールはどうなるんですか。

◎松村農業振興部長 今委員がおっしゃられたように一般財源で受け入れていますので、基本的に通常の前年度予算協議の中で総務部が財源をどう配分するかということになります。特段にこれに応じて全庁で協議する予定はないです。

◎西森（美）委員 そういうお答えだと分かっていましたが、一般財源の中なので、通常の前年度予算の検討の中で組み込まれるということだと思います。こちらの部は、畜産業から農業から様々だと思うので、しっかり予算要求をしていただきたいと思います。

◎松村農業振興部長 従前からお話しさせていただいていますように、我々としては必要

な予算はしっかり提案していく。庁内のコンセンサスを得た上で、議会に提案させていただき、御承認いただいて予算になりますので、我々は予算として必要なものをしっかり要求すると考えております。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、農業政策課を終わります。

これで、農業振興部を終わります。

《林業振興・環境部》

◎武石委員長 次に、林業振興・環境部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎坂田林業振興・環境部長 それでは総括説明に入らせていただきます。今回の補正予算の内容としては、人件費などの補正と追加提案した国の経済対策に関わるものとなります。まず、人件費などの補正に係る一般会計補正予算について説明いたします。

2ページは、林業振興・環境部補正予算総括表となります。当部からは、総額で8,800万円余りの補正をお願いするものです。補正の主な理由としては、人事委員会勧告を踏まえた、今議会に上程しております職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る改定と、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員改定分についても同様の計上をしております。

次の3ページの特別会計についても、同様の理由で人件費の補正予算を計上しております。そのほか、総括表にはありませんが、繰越明許費として、治山林道課の治山事業に関して繰越しをお願いしたいと考えております。また、債務負担行為については、自然共生課において、令和8年度から実施する環境活動支援センターの事業実施委託料を計上しております。

次に、国の経済対策補正予算に伴う一般会計予算分追加分について御説明いたします。4ページです。総額で8億1,900万円余りの補正をお願いするものです。内容としては、木材増産推進課の造林事業のほか、治山林道課の林道事業、治山事業による国土強靱化に向けた取組等への対応に要する経費を計上しております。そのほか、総括表にはありませんが、繰越明許費として、これらの事業の繰越しをお願いするものです。また債務負担行為として、治山林道課の山地治山総合対策事業について、早期着手に向けて、令和7年度中に手続を進めるために予算をお願いしたいと考えております。

次に、報告事項です。環境対策課から、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況について1件報告があります。

最後に、当部が所管する審議会の審議経過等については、5ページ以降に資料を添付しておりますが、詳細な説明については割愛させていただきます。私からの説明は以上です。

詳細についてはそれぞれ担当課長から説明させていただきます。

◎武石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈木材増産推進課〉

◎武石委員長 初めに、木材増産推進課の説明を求めます。

◎大野木材増産推進課長 それでは、当課の12月補正予算について御説明させていただきます。資料1 ページ⑥追加議案説明書（補正予算）の歳出です。右端の説明欄、1 造林事業費の造林事業費補助金は、森林の公益的機能の発揮等を図るために、国費を活用して、再造林などの森林整備を支援するものです。

その下の事務費です。補助事業に係る現地確認検査等の委託などを計上しております。いずれも国の経済対策である補正予算に対応する事業としてお願いするものです。

次に、資料2 ページの繰越明許費明細書について説明させていただきます。中ほどの事業名欄の造林事業費です。これは、国の補正予算に対応したもので、十分な事業期間が確保できないことから繰越しをお願いするものです。以上で、木材増産推進課の説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 今回の補正予算で説明があった再造林の面積は、どの程度を予定しているんですか。

◎大野木材増産推進課長 予算上は一定の面積を組んでいるところですが、事業の進み具合等に応じて執行段階ではかなり面積が変わります。予算上では、170ヘクタール程度でお願いしております。

◎上治委員 県として、再造林率を上げていく中でやっていくわけですが、170ヘクタールを予定ということで、この補正を使っていくことによって、県が掲げている再造林率を上げていく効果はかなり上がると捉えていいですか。

◎大野木材増産推進課長 予算の裏づけがないと進まないところがありますので、当然、一定の効果はあります。現状、主伐の面積が少し落ち込んでおり、徐々に再造林面積が上がっている状況で、再造林率は県の目標を上回る勢いがあります。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、木材増産推進課を終わります。

〈治山林道課〉

◎武石委員長 次に、治山林道課の説明を求めます。

◎中屋治山林道課長 当課の補正予算について説明させていただきます。資料1 ページ目の⑥追加議案説明書（補正予算）を御覧ください。歳出となります。右の説明欄で説明させていただきます。

まず、6 林道費では、国の補正予算などへの対応と、当初予算と国の内示差との調整を

併せてお願いするものとなります。1 林道開設事業費の6,900万円余りの減額は、県営事業費において、国の経済対策等への補正対応として、香美市の立花南池線など3路線5工区の開設費として2億9,000万円余りの増額と、内示差3億3,000万円余りの減額との差額である3,400万円余りの減額と、林道開設事業費補助金での内示差3,500万円余りの減額を合わせたものとなっております。

2 林道改良事業費の1億1,000万円余りの減額は、市町村が実施する林道改良事業として、仁淀川町の下土居桧谷線など3路線でのり面改良などを実施するため、国の補正予算による1,700万円の増額と、当初予算の内示差1億2,000万円余りの減額の差額となっております。

3 林道舗装事業費の200万円余りの減額は、内示差による差額となっております。

4 道整備交付金事業費は、県営事業費において、国の追加配分等による8,400万円余りの増額と、次の2ページ目、補助営事業において、前年度に前倒ししたことによる900万円余りの減額を合わせ7,500万円余りを増額するものとなっております。これらを合わせ、6林道費で1億800万円余りの減額をお願いするものとなっております。

次の7治山費についても、林道費と同じく、国の補正予算への対応と併せて、当初予算と国の内示差の調整をお願いするものとなっております。

1 山地治山総合対策事業費の6億5,000万円余りの増額は、災害箇所の復旧対応として、安芸市土居など14か所約7億5,000万円の増額分と、当初予算に係る国の内示差9,400万円余りの減額の差額となっております。

2 山地防災事業費の3億7,000万円余りの減額は、当初予算に係る国の内示差となっております。これらを合わせ、7治山費で2億8,500万円余りの増額をお願いするものとなっております。

補正額の計のとおり、6林道費と7治山費を合わせて、1億7,700万円余りの増額となっております。

次に、当初予算と補正予算における繰越明許費について併せて説明させていただきます。

3 ページ目、②議案説明書（補正予算）繰越明許費明細書を御覧ください。

当初予算に係る繰越明許費の追加として、7治山費の災害関連緊急治山等事業費では、索道用地の借上げ交渉に日数を要したため、いの町小川新別など2か所1億7,500万円余りを繰越し予定としてお願いするものです。

その下の山地災害防止事業費では、工事前仮設用地の借上げ交渉に不測の日数を要したため、いの町程野など4か所2,600万円余りを繰越し予定としてお願いするものです。

次に、繰越明許費の変更についても、7治山費の山地治山総合対策事業費として、越知町池の窪で施工中に発生した斜面崩壊により手戻り工事が発生したため、8,900万円余りを追加し、9億2,000万円余りに変更して繰越し予定としてお願いするものです。

次に4ページ目、⑥追加議案説明書（補正予算）をお願いします。補正予算における繰越明許費です。繰越明許費の追加として6林道費の林道改良事業費では、国の経済対策である補正予算への対応において、年度内に十分な工期が設定できないため、仁淀川町下土居桧谷線など3路線1,700万円を繰越し予定としてお願いするものです。

次に、繰越明許費の変更です。6林道費の林道開設事業費では、同様に、国の補正予算対応において、年度内に十分な工期が設定できないため、2億9,700万円余りを追加し、7億500万円余りに変更、道整備交付金事業費では、県営事業における国の追加配分において同様に8,500万円余りを追加し、9億8,000万円余りに変更をお願いするものです。

また、7治山費の山地治山総合対策事業費においても、国の経済対策である補正予算対応のため、安芸市土居など14か所において、同様に、約7億5,300万円を追加し、16億8,000万円余りに変更して、それぞれ繰越し予定としてお願いするものです。

5ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたる、いわゆるゼロ国債事業の追加です。山地治山総合対策事業費で令和7年度以降の支出予定額として1億6,000万円余りを追加し、事業の前倒しをお願いするものです。

いずれも、適切な事業執行に努めてまいります。以上で治山林道課の説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 補正が来て繰り越して、これから計画を立てていくことは分かるんですが、当初予算に含まれて事業をやっていくときに、何かあったときに、先に予算を組んでしまうので、後になって用地交渉ができなくなることもあるのか。先に用地交渉も全部終わってから工事の計画を立てていくのか、どちらを優先してやっているんですか。

◎中屋治山林道課長 例えば治山事業におきますと、索道とかは任意架設というやり方になっております。その事業者の設定しやすいところがありますので、ラインが決まった段階で、仮置場だったりウインチを据えるところで交渉が始まり、地元の方との調整が難しい場合が発生することがあります。

林道においても、例えば残土場で置場が広がったりする場合は、加えて用地交渉が始まったりするので、山の急峻なところで実施する場合は、そういうことが起こり得る状況になっております。

◎上治委員 工期内とか年度内で難しい繰越しを早くしていくのはいかんことでもないですが、まだ12月なので、1月、2月、3月でちょっとでも済ませていかなければ、繰越しの繰越しの繰越しでどの事業が何年度の事業か分からなくなることも起こり得る。繰越しがいけないわけではないですが、せっきく公共工事でやるので、できるだけしっかりと対策して、地域に貢献できるよう、利用者が使えるように、工事をスムーズに。そこは要望ですので、しっかり頑張ってください。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、治山林道課を終わります。

◎吉本林業振興・環境部副部長（総括） 先ほどの木材増産推進課の説明の中で一部数字の間違がありましたので、訂正させていただきます。

上治委員からの御質問で再造林の面積170ヘクタールとお答えしたところですが、予算上は230ヘクタールの誤りでしたので訂正させていただきます。申し訳ありません。

〈自然共生課〉

◎武石委員長 次に、自然共生課の説明を求めます。

◎濱口自然共生課長 当課からは、補正予算に関する議案について説明させていただきます。資料1ページです。債務負担行為の追加です。環境活動支援センター事業実施委託料として、令和8年度から令和10年度までの3年間の限度額5,434万円余りを計上させていただいております。本年度が現在の委託期間3年間の最終年度となることから、来年4月からの委託契約についてお諮りするものです。財源として948万1,000円については地域環境保全基金を充当することとしております。詳細は次のページで説明いたします。

1 概要、高知県環境活動支援センター、通称「えこらぼ」の運営を3年間委託するものです。限度額の内訳は、令和8年度1,858万1,000円、令和9年度1,788万円、令和10年度1,788万円です。令和8年度のみ額が少し大きくなっているのは、ホームページのリニューアル経費等を初年度に見込んでいたためです。

次に、2 設置根拠、目的等ですが、環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律第19条第2項が設置根拠となっております。高知県環境基本計画に掲げる脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取組を推進する拠点と位置づけております。

次に、3 令和8～10年度の業務内容です。必須業務として五つ挙げております。環境学習講師の紹介・派遣、環境絵日記コンテストの開催、こどもエコクラブ事業、生物多様性こうち戦略の推進、環境に関する情報提供発信です。その右に自由提案業務として二つ、生物多様性の意義の普及・啓発と、環境団体支援ですが、具体的な実施方法はプロポーザルにより提案いただくこととしております。その下の任意提案業務は、例として二つ挙げておりますが、項目及び実施方法の両方をプロポーザルで提案いただく予定としております。その右に写真と表がありますが、これまでの実績を挙げさせていただいております。表の一つ目、環境学習ですが、講師の紹介・派遣数と受講者数の実績です。この受講者数は目標値を毎年2,500人としております。その下に環境絵日記コンテストの応募作品数と参加の小学校数を、1番下には、生物多様性こうち戦略推進リーダーの登録者数を書いております。

次に、4 これまでの状況等です。一つ目のリーダー登録者数は、令和5年度に100人、令和10年度に150人という目標を立てております。表内の数値のとおり順調に推移しており、県内の環境保全活動の先導的役割を担う人材を一定数確保できていると考えております。

また、二つ目の環境学習の受講者数も、表のとおりおおむね目標を達成できており、環境への関心を持ち、環境に配慮した行動する人材の育成につながっていると考えております。

次に、5今後のスケジュールです。議決をいただきましたら、1月以降に公募を開始して、2月にプロポーザル審査会の実施、候補者の決定、契約手続と進み、令和8年4月1日からの業務開始を予定しております。以上で当課からの説明を終わります。

◎武石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、自然共生課を終わります。

これで、林業振興・環境部の議案を終わります。

《報告事項》

◎武石委員長 続いて、林業振興・環境部から1件の報告を行いたい旨の申出がありますので、これを受けることにいたします。

〈環境対策課〉

◎武石委員長 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況について、環境対策課の説明を求めます。

◎那須環境対策課長 新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況に関して、9月に御報告させていただいた埋立て地内の斜面の緩みへの対応について御報告いたします。

資料上段が現状の写真で、中央の①、②の写真のとおり、斜面の緩みが発生しております。現在、応急処置として、1番右の写真のとおり、施設本体の屋根の中柱を立てるための足場となります埋戻土、白っぽく、薄い茶色で示しているところですが、埋戻しをしており、斜面の緩みの拡大を抑えている状況になっております。恒久的な対応として、地質のボーリング調査の結果を踏まえて検討した三つの工法の比較表を下段に記載しております。

まず案1は、これまでに発生した南側斜面の緩みへの対策工法と同じように、脆弱部を全て取り除き改良土に置き換える工法で、概算工費は1億9,200万円、概算工期が12.5か月となっております。

案2は、地中の脆弱部にセメントミルクを注入し、地盤強度を高める工法で、概算工費が4億3,800万円、概算工期が8か月となっております。

最後の案3は、被覆施設の基礎の荷重がかかる範囲を改良土に置き換える工法です。一部脆弱部が地中に残りますけれども、埋立地内に抑え盛土を設置して緩みを抑止する工法で、概算工費が7,100万円、概算工期が4.5か月となっております。

この三つの案について、先月25日に開催した施設整備専門委員会で審議いただき、案3が最も合理的であるとの御判断をいただいたところです。

資料の2ページをお願いします。案3の施工内容について御説明いたします。中段の図が施工図のイメージ図となっております。図の茶色部分が地山、水色部分が脆弱部、灰色部分が現状の埋戻土を示しております。①、②で示している範囲の青い点線で囲っている部分に当たる脆弱部を取り除き、背面に紫色の実線で示している排水槽を設置した上で、③、④の部分を、青の実線の計画のり面まで埋戻しを行います。その際屋根を支える柱の基礎の下の③部分はセメント改良土で、そのほかの部分、④の部分は普通土で埋戻しを行うこととしております。最後に⑤の青色部分が抑え盛土に当たる部分です。現状埋戻土を取り除く際に必要な土量を残して成形する予定としております。

なお、資料右上の点線枠内に記載しているとおり、施設の埋立容量は約17万2,000立方メートルで設計されております。そのうち、5,500立方メートルを今回の対策工法で抑え盛土として使用するため、埋立容量が約3.2%減少することとなりますが、近年の現行施設への搬入量を考慮いたしますと、埋立容量が減少した場合でも、当初計画の20年の利用は可能と見込んでおります。

今後この案で工事を進めてまいります。概算費用の7,100万円と工期の4.5か月については、今後、施工業者と精査し、削減、圧縮に努めてまいります。説明は以上です。

◎武石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、環境対策課を終わります。

これで、林業振興・環境部を終わります。

《水産振興部》

◎武石委員長 次に、水産振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎山下水産振興部長 水産振興部が提出しております議案について、総括説明いたします。まず、本議会に提出しております令和7年度12月補正予算について御説明いたします。資料2ページ、水産振興部補正予算総括表をお願いします。

全課から人件費の増額をお願いするもので、総額が1,803万1,000円となっております。一括して御説明いたします。人件費増額補正の主な理由としては、人事委員会勧告を踏まえ、議会に上程している職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る給料月額並びに期末手当及び勤勉手当等の改定を反映させて計上したことによるもののほか、人員の増減、職員の新陳代謝等によるものです。また、会計年度任用職員改定分についても同様に計上しております。

次に、繰越明許費について御説明いたします。資料3ページをお願いします。これまで

に議決いただき執行しております漁港漁場課の事業について、計画調整等に日時を要したことや市町村工事の遅延等のため、来年度への繰越予定額の変更をお願いするものです。

次に、令和7年度12月補正予算の追加提案分について御説明いたします。資料4ページ、水産振興部補正総括予算総括表をお願いします。今回水産業振興課から燃油や飼料の価格高騰への対策として1億3,063万2,000円、漁港漁場課から国の総合経済対策予算を活用する漁港整備の予算として7億6,712万4,000円の補正予算をお願いしております。

繰越明許費について御説明いたします。資料の5ページをお願いします。4ページで説明した国の総合経済対策予算を活用した水産業振興課の予算については、計画調整に日時を要するため、また次の6ページ、同じく国の総合経済対策予算を活用した漁港漁場課の予算についても、工法協議や計画調整等に時間を要することから、来年度への繰越しをお願いするものです。議案の詳細については各課長から説明させていただきます。

また、資料の7ページに各種審議会の審議経過等について添付しております。私からの総括説明は以上です。

◎武石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈水産業振興課〉

◎武石委員長 初めに、水産業振興課の説明を求めます。

◎土居水産業振興課長 当課の令和7年度12月補正予算、追加提案分について御説明いたします。議案補足説明資料の1ページ、水産振興部補正予算総括表ですが、当課から1億3,063万2,000円の増額をお願いするものです。

次の2ページの上から3段目3水産業振興費の説明欄の1沿岸沖合漁業等振興事業費は、国の物価高騰対策として措置された交付金を活用し、燃油や飼料価格の高騰による影響の緩和に向けた、燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料をお願いするもので、詳しくは次の資料で御説明いたします。

3ページに委託料についてまとめております。右の事業内容にあるとおり、令和7年度にセーフティネット構築事業に加入している漁業者等が購入した燃油及び養殖用配合飼料に対する補填金のうち、漁業者負担分の2分の1相当額を県が給付するものです。昨年度2月補正予算で今年度の第1四半期分を、本年度6月補正予算で第2四半期分を措置させていただいたものと同様に、国の交付金を活用し、今回、第4四半期の令和8年1月から3月の購入分を対象に支援するものです。漁業者等への給付は、県内の漁業協同組合等に委託し、給付の要件は3年間で燃油使用量の3%以上の削減や、魚粉含有量が現在より低い配合飼料の使用割合を3年間で5%以上増加させることとしております。こうした取組を通じ、生産性の向上やコスト削減などを図ることで、漁業の構造転換を進め、経営の安定化や持続化につなげてまいります。

続いて、4ページの繰越明許費明細書をお願いします。左から三つ目の事業名の欄、沿

岸沖合漁業等振興事業費ですが、先ほど御説明した燃油等高騰緊急対策給付金事務委託料です。本事業が繰越しとなります理由は、第4四半期分の燃油、配合飼料に対する補填判定結果が令和8年4月下旬から5月上旬頃に公表された後、県の給付額が確定するため、令和7年度内の実施が不可能であることによるものです。私からの説明は以上です。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 燃油等の高騰対策で、国のセーフティーネット構築事業に加入されている方が増加してきたと思うんですけど、事業者のどれぐらいの割合か分かるでしょうか。

◎土居水産業振興課長 加入者数ですけれども、今年度のセーフティーネットの加入者数は、燃油と配合飼料を合わせて約600件申請されております。全体に対する割合ですが、県内の漁業就業者数は2,600人余りで、経営体数は1,300経営体余りになっているんですけども、これまでの取組を通じて加入件数が増えておりますので、漁業で一定収入を得られているかなりの割合の方が、一定数加入してくださっているものと考えております。

◎塚地委員 漁業環境も厳しくて、廃業っていう方々の声も聞かれる中で、できるだけ継続していただくために、この事業が活用されるようにしていただきたいと思って聞いているんですけど、現場から要件が厳し過ぎるという声は出ていないでしょうか。

◎土居水産業振興課長 資料3ページの右下に要件を記載しておりますけれども、3年間で燃油であれば使用量を3%以上削減すること、配合飼料であれば3年間で魚粉の含まれている割合の低い餌を使う割合を5%以上増やすといった要件ですが、現場からは特に厳し過ぎるといった御意見は伺っていません。

◎塚地委員 第4期に飛んでしまって、第3期が対象になっていない負担はそこそこあって、補填がないのかなという声は聞くんですけども、できる限り第4期の分を行き渡るようにしていただいて、頑張ってくださいと思いますのでよろしくをお願いします。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、水産業振興課を終わります。

〈漁港漁場課〉

◎武石委員長 次に、漁港漁場課の説明を求めます。

◎松澤漁港漁場課長 初めに、繰越し明許費の変更について、資料の1ページを御覧ください。左から三つ目の事業名の欄の地域水産物供給基盤整備事業費は、室戸市の傍士漁港で市が行う機能保全工事が遅延したこと、香南市の吉川漁港で市が行う機能強化の委託業務が遅延したことにより、繰越しの変更をするものです。

水産基盤ストックマネジメント事業費は、清水漁港の機能保全工事中の漁船移動箇所について、漁業関係者との調整に日時を要したことにより、繰越しの変更をするものです。

漁業集落環境整備事業費は、大月町の柏島地区で町が行う漁業集落排水施設の工事が遅延したことにより、繰越しの変更をするものです。

市町村事業指導監督事務費は、室戸市など3市町の工事や委託業務が遅延したことにより繰越しの変更をするものです。

次に、条例その他議案の第29号、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案について御説明させていただきます。

2ページをお願いします。高知県漁港管理条例第32条第1項の規定により、宇佐漁港プレジャーボート等保管施設について、高知県漁業協同組合を令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、指定管理者として指定するものです。

3ページをお願いします。まず施設の概要ですが、宇佐漁港内の管理を行う施設としては、水域と陸域の係留許可施設があり、水域では12地区に479隻分、陸域では橋田地区の1地区に100隻分を設置しております。

次に、これまでの指定管理者の状況ですが、平成22年4月から指定管理者制度を導入し、現在の第4期目に至っており、いずれも高知県漁業協同組合を指定しております。

今回の指定議案については、ホームページへの掲載や県公報で公募を行ったところ、高知県漁業協同組合から応募がありました。なお、管理代行料については、県で積算した利用料収入から管理運営経費を差し引くと余剰金が生じることから、管理代行料としての予算計上は行わず、県への納付額として毎年80万円を予定しております。

審査結果については、11月13日に候補者選定委員会を開催し、500点満点で最低制限基準の350点を超える478点の評価を得て、高知県漁業協同組合が候補者として選定されたもので、その指定について本議会に提案するものです。

次に、補正予算につきまして御説明させていただきます。5ページをお願いします。今回は国の総合経済対策への対応のため、国土強靱化実施中期計画に基づく対策を活用し、漁港施設の台風低気圧対策や老朽化対策といった防災・減災に資するインフラ整備を加速化するための予算の補正をお願いするものです。

右端の説明欄の1広域水産物供給基盤整備事業費は、水産物の生産拠点で荒天時の避難港にもなっている安芸漁港において、異常気象時の長周期波に対する港内静穏度の向上を図るための沖防波堤の延伸工事を行うものです。

その下の2地域水産物供給基盤整備事業費は、宿毛市が管理している藻津漁港で物揚場の老朽化対策として機能保全工事を実施するものです。

1番下の3水産基盤ストックマネジメント事業費は、県が管理している室戸市の室戸岬漁港、土佐清水市の清水漁港など5港で、防波堤や泊地などの老朽化対策として機能保全工事を実施するものです。

次に、補正予算に伴う、繰越明許費の変更について御説明させていただきます。6ページをお願いします。

左から三つ目の事業名の欄の広域水産物供給基盤整備事業費、地域水産物供給基盤整備

事業費、水産基盤ストックマネジメント事業費では、先ほど御説明しました国の総合経済対策への対応のための補正予算全額を繰越しすることから、繰越しを変更するものです。漁港漁場課の説明は以上です。

◎武石委員長 質疑を行います。

◎上治委員 6ページの繰越明許費の広域水産物供給基盤整備事業で、工法協議というのを具体的に教えてください。

◎松澤漁港漁場課長 実際に工事を行う際に、漁業者等に工法について説明を行います。それで漁業活動に支障がないような工法を用いますという協議を行うことを意味しております。

◎上治委員 構造物自体は変わらないということですか。

◎松澤漁港漁場課長 構造物自体の変更はありません。

◎武石委員長 質疑を終わります。

以上で、漁港漁場課を終わります。

これで、水産振興部を終わります。

《採決》

◎武石委員長 これより採決を行います。

今回は議案数5件で、予算議案4件、条例その他議案1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎武石委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第5号「令和7年度高知県農業改良資金助成事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎武石委員長 全員挙手であります。よって、第5号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第6号「令和7年度高知県営林事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎武石委員長 全員挙手であります。よって、第6号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号「宇佐漁港プレジャーボート等保管施設の指定管理者の指定に関する議案」

を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎武石委員長 全員挙手であります。よって、第29号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第31号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎武石委員長 全員挙手であります。よって、第31号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

《意見書》

◎武石委員長 次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、「森林吸収源対策及び林業・木材産業の活性化対策の推進を求める意見書(案)」が、自由民主党、日本共産党、県民の会、公明党、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎武石委員長 それでは、御意見がありましたらどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ なし。

◎ みんなで出すので。

◎武石委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

次に、「太陽光発電設備のリサイクル推進及び適正な廃棄処理に関する意見書(案)」が、公明党、自由民主党、日本共産党、県民の会、一燈立志の会、自由の風から提出されております。

意見書(案)の朗読は省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

◎武石委員長 それでは、御意見をどうぞ。小休にします。

(小休)

◎ なし。

◎武石委員長 正場に復します。

それでは、この意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは16日は休会とし、17日水曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく申し上げます。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(11時53分閉会)